

## 専門実践教育訓練給付制度支給手続きの流れ

① ハローワークの窓口で相談

まずご自身が支給対象となっているかどうかを、ハローワークにご相談ください。

② イムス横浜国際看護専門学校  
看護学科を受験・合格

③ 訓練前キャリア・  
コンサルティング  
(ジョブカードの交付)

訓練対応キャリア・コンサルタントによる  
訓練前キャリア・コンサルティングを受けた後、ジョブカードの  
交付を受けてください。  
※詳細はハローワークにお問い合わせください。

④ 受講前申請手続き  
管轄のハローワークに  
書類の提出

ジョブカードと教育訓練給付金受給資格確認票を**受講開始日の  
1ヶ月前までに**ハローワークに提出してください。  
※その他の必要書類は、ハローワークに確認して下さい。

**※ここまでを受講開始日の1ヶ月前までに申請する必要があります。**

⑤ 受講中 支給申請  
本校入学後、  
6ヶ月ごとに申請

入学後6ヶ月ごとに、支給申請手続きを行います。  
**(6ヶ月が終わった翌日から1ヶ月以内)**  
※申請手続き支給条件の詳細は、ハローワークに確認して下さい。

⑥ 受講修了 支給申請

専門実践教育訓練受講が修了したら、支給申請手続きを行います。  
**(受講修了日の翌日から1ヶ月以内)**  
※申請手続き支給条件の詳細は、ハローワークに確認して下さい。

⑦ 資格取得・就職  
支給申請

受講した専門実践教育訓練が目標としている資格を取得し、1年以内に一般被保険者として雇用された場合、追加支給を受けることができます。  
**(一般被保険者として雇用された日から1ヶ月以内)**  
※申請手続き支給条件の詳細は、ハローワークに確認して下さい。

申請時に記入が必要な「口座指定番号」は以下のとおりです。

入学予定学科	指定番号
看護学科	64045-171001-6

※学校を退学もしくは講座ごとの基準に定められた訓練期間中に終了する見込みがなくなった場合は、それ以降支給されません。また、半年ごとの受給申請時に、出席や成績状況を確認される場合があります。

さらに... 在学中、雇用保険の

基本手当の日額の半額程度が支給される制度もあります。

専門実践教育訓練給付金を受給される方のうち、45歳未満で、これまで教育訓練給付金を受けたことがない方が失業状態にある場合には、「教育訓練給付金」も支給されます。進学のために仕事を辞められた方を支援するために、教育訓練給付金とは別に失業保険に準じた内容の給付を受けることができるので、進学や生活などの経済面でも支援されます。